

重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益の計上基準
 - (1) 人件費のうち退職金については、成果進行型基準<独立行政法人会計基準注57の第2項(1)>を採用しております。
 - (2) 一般管理費の一部については、期間進行型基準<同基準注57の第2項(2)>を採用しております。
 - (3) 人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部については、費用進行型基準<同基準注57の第2項(3)>を採用しております。

- 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40.3.31大蔵省令第15号)」を基本としております。
また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、特許権については、特許権の有効期間に対応した償却計算をしております。

- 3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

- 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

- 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、国債利回りを参考に1.395%を適用して計算しております。

- 6 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

- 7 会計方針の変更
該当事項はありません。

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

(1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は409,271,614円です。

(2) 減損の認識

当事業年度で減損の兆候を認識したものはありません。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	373,606,785 円
<u>資金期末残高</u>	<u>373,606,785 円</u>

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

期首 :	9,833,084,980	-	3,073,005,531	=	6,760,079,449
期首 :	9,833,084,980	-	3,255,991,408	=	6,577,093,572
	(期首+期末)	×	1/2	=	6,668,586,511
	6,668,586,511	×	1.395%	=	93,026,782